

議案第 85 号

四万十町高齢者安心生活支援住宅条例について

四万十町高齢者安心生活支援住宅条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町高齢者安心生活支援住宅条例

(設置)

第 1 条 自立した在宅生活を送ることが困難又は不安な低額所得高齢者に安心できる生活環境（ショートステイを含む。）を確保するため、四万十町高齢者安心生活支援住宅（以下「高齢者安心住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 高齢者安心住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
四万十町高齢者安心生活支援住宅金上野	四万十町金上野1336番地 1

(入居対象者)

第 3 条 高齢者安心住宅の入居対象者は、四万十町に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者世帯の者のうち、入居申請時点において、生活保護受給者若しくは本人及び世帯全員が住民税非課税で、かつ軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホームなどの居住系サービスの利用が困難な状況にあると認められる者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 心身の虚弱や軽度の認知症等のため、在宅生活が困難又は不安となった者
- (2) 体力の衰え等により、自宅を自力で管理できなくなった者
- (3) 高齢により、日常の買い物や医療機関への通院が困難となった者
- (4) その他特に町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、入居対象者としてしない。

- (1) 他の入居者に伝染させる恐れのある疾患を有している者
- (2) 疾病又は負傷のため、入院治療が必要な者
- (3) 障害高齢者の日常生活自立度がランクA1、A2、B1、B2、C1、C2に相当する者や、認知症高齢者の日常生活自立度がランクⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Mに相当する者など、高齢者安心住宅におけるサービスの範囲内での生活が困難な状態にある者
- (4) その他特に町長が管理運営上不適当と認めた者
(入居定員)

第4条 高齢者安心住宅の入居定員は、1室につき1名とする。ただし、夫婦の場合は、1室に2名入居することができる。

(入居の許可)

第5条 高齢者安心住宅に入居しようとする者は、町長に申請し許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する許可については、次条に規定する高齢者安心生活支援住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴いて決定するものとする。

(選考委員会)

第6条 高齢者安心住宅に入居させるべき必要性について審議するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会の委員は、次に掲げる者7名以内とし、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験等を有する者 2名
- (2) 住民の代表 3名以内
- (3) 社会福祉事業関係者 1名
- (4) 地域包括支援センター運営協議会委員 1名

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(入居者の選考)

第7条 第5条第1項により入居の申請を行った者（以下「入居申請者」という。）の数が空き室に入居できる人数を超えるときは、選考を行い入居する者（以下「入居者」という。）を決定するものとする。

- 2 町長は、入居申請者について、入居させるべき必要性等を調査し、必要性が高い者から順に入居を決定するものとする。

- 3 前項の場合において、入居させるべき必要性が同等と認められる場合であって、その全員を入居させることができないときは、公開抽選によりその入居を決定するものとする。

(入居補欠者)

第8条 町長は、前条の規定により高齢者安心住宅の入居者を選考する場合において、入居者のほかに入居補欠者を定めることができる。

- 2 町長は、入居者が次条第2項の規定により入居の決定を取り消されたときは、前項の入居補欠者のうちから入居させるべき必要性が高い順に入居を決定するものとする。

(入居の手続)

第9条 入居者は、町長が定める入居の指定日までに、連帯保証人2人の連署する誓約書を提出しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認める場合はこの限りでない。

- 2 町長は、入居者が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、入居の決定を取り消すことができる。

(使用料金)

第10条 入居者は、次に掲げる使用料金を町長に納めなければならない。ただし、月の途中で入居又は退居する場合は日割計算とし、1円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。

- (1) 居室使用料 1室につき 1か月 25,000円

(2) 共益費 1名につき 1か月 5,000円

2 入居者の自室の電気料については、本人負担とする。

(居室使用料の減免又は徴収猶予)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ必要があると認めるときは、前条第1項第1号に規定する居室使用料を減額若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。

(1) 高齢者安心住宅の入居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 高齢者安心住宅の入居者が災害等により著しい損害を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。

(変更等の届出)

第12条 入居者は、高齢者安心住宅の使用を必要としなくなったときは、速やかに変更又は退居する旨を町長に届け出なければならない。

(明渡し請求)

第13条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高齢者安心住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 使用料金を3か月以上滞納したとき。

(3) 高齢者安心住宅の施設又は備品を故意に滅失し、又は損傷したとき。

(4) 正当な理由によらないで15日以上当該高齢者安心住宅を使用しないとき。

(5) 第3条第2項の規定に該当すると認められる状態となったとき。

2 入居者は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに当該高齢者安心住宅を明け渡さなければならない。

(ショートステイによる利用)

第14条 高齢者安心住宅に空き室がある場合は、あらかじめ期間を定めてショートステイによる利用をさせることができる。

2 前項の規定によりショートステイを利用した場合の利用料金については、第10条の規定を準用する。

(迷惑行為等の禁止)

第15条 高齢者安心住宅の入居者は、当該高齢者安心住宅の周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(転貸等の禁止)

第16条 高齢者安心住宅の入居者は、居室を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(目的外使用)

第17条 高齢者安心住宅の入居者は、居室を居住以外の用途に使用してはならない。

(居室の改修)

第18条 高齢者安心住宅の入居者は、居室を改修してはならない。ただし、入居者の日常生活上改修が必要不可欠であり、町長の承認を受けた場合については、この限りでない。

(原状回復)

第19条 入居者は、高齢者安心住宅の施設又は備品を故意に滅失し、又は損傷したときは、原形に復さなければならない。

2 入居者は、第18条ただし書きの規定により居室を改修した場合は、退室する際に原形に復さなければならない。

3 町長が特別な事情があると認めた場合は、前2項の規定は適用しない。

(管理及び運営)

第20条 高齢者安心住宅は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に従い、有効かつ効率的に運用しなければならない。

2 町長は、高齢者安心住宅の効率的な運用を図るため、その管理に関する業務の一部を法人その他の団体に委託することができる。

(管理委託業務)

第21条 前条第2項の規定により委託できる業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設備の維持管理に関する業務
- (2) 入居者の見守りや相談対応業務
- (3) 高齢者安心住宅の共有スペースの清掃業務
- (4) その他町長が必要と認める業務

2 前項に規定する業務を受託する者は、町長の指示した事項に留意し、常に高齢者
安心住宅の適正な管理を行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。